

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、阿賀野市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成31年3月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
阿賀野市ふれあい会館	阿賀野市山崎77番地	多目的ホール・ステージ	206.00	平成31年3月1日